

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和8年8月28日

京都市長 松 井 孝 治

1 届出者の氏名及び住所

（1）京都市住宅供給公社

理事長 籾 哲也

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10

（2）株式会社高島屋

代表取締役 村田 善郎

大阪府中央区難波五丁目1番5号

（3）株式会社ニトリ

代表取締役 似鳥 昭雄

札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

洛西ニュータウン・ショッピングセンター

（ラクセーナ専門店）京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の8

（高島屋洛西店）京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の5

（ニトリ洛西ラクセーナ店）京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の11

(2) 変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の位置及び収容台数	位 置 2箇所(届出書添付 図面記載のとおり) 届出台数 5 3 1 台 (総収容台数6 4 5 台= 届出台数5 3 1 台+ 従業員用台数1 0 7 台+ 業務用台数7 台)	位 置 2箇所(届出書添付 図面記載のとおり) 届出台数 4 3 1 台 (総収容台数5 3 8 台= 届出台数4 3 1 台+ 従業員用台数1 0 0 台+ 業務用台数7 台)

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

令和9年4月1日

3 届出年月日

令和8年7月31日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8 番地

京都市産業観光局地域企業振興室

(2) 期間

令和8年8月28日(金)から同年12月28日(月)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業振興室

(2) 提出期限

令和8年12月28日(月)

(産業観光局地域企業振興室)